

四国風景街道協議会 規約

(趣 旨)

第1条 風景街道に関する取組みを円滑に推進するため、平成19年7月6日付け国道環調第13号国土交通省道路局長から各地方整備局長等あて「日本風景街道における協議会及び登録の取扱いについて」に基づき、四国風景街道協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(会 務)

第2条 協議会は、「日本風景街道にかかる登録要綱」を作成し、日本風景街道にかかる募集を行い、申請を受け付け、登録し、登録された「風景街道」に対し登録証を交付する。また、申請にあたって必要な事項を定めることができる。

- 2 協議会は、「風景街道」に登録された組織に対する活動支援の実施に努めるものとする。
- 3 協議会は、日本風景街道について広報等を通じ、広く日本風景街道の周知に努めるものとする。
- 4 協議会は、「風景街道」に対し相談窓口を開設するものとする。

(構成員)

第3条 協議会は別紙1に掲げる構成員をもって構成する。

(会 長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、協議会構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、会長が構成員の中からあらかじめ指名する会長代理がその職務を代理する。
- 5 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事会の設置)

第6条 協議会の下に「四国風景街道協議会幹事会」(以下「幹事会」という)を設置する。幹事会は別紙2に掲げる構成員をもって構成する。

2 幹事会は、協議会の円滑な運営を補助し、実質的な調査・調整を行うものとし、幹事長を置く。

(事務局)

第7条 協議会、幹事会の事務局は、四国地方整備局 道路部 地域道路課に置く。

(雑 則)

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、協議会の運営に関し必要な事項は、四国風景街道協議会運営要領で定める。

2 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附則

(施行日)

第1条 本規約は、平成19年8月31日から施行する。

四国風景街道協議会構成員

四国経済連合会 会長

四国ツーリズム創造機構 会長

一般社団法人 四国クリエイト協会 理事長

特定非営利活動法人

四国の道路サポータークラブ 理事長

四国地方整備局 局長

四国運輸局 局長

徳島県 県土整備部長

香川県 土木部長

愛媛県 土木部長

高知県 土木部長

四国風景街道協議会幹事会構成員

四国経済連合会 常務理事

四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長

一般社団法人 四国クリエイト協会 専務理事

特定非営利活動法人

四国の道路サポータクラブ 事務局長

四国地方整備局 道路部 地域道路調整官

四国運輸局 観光部 観光企画課長

徳島県 県土整備部 道路整備課長

香川県 土木部 道路課長

愛媛県 土木部 道路建設課長

高知県 土木部 道路課長